

令和5年7月19日（水）午前10時30分～

県庁10階 特別大会議室

徳島県都市計画審議会第11回常務委員会議事録

（濱田課長補佐）

ただいまから徳島県都市計画審議会第11回常務委員会を開催いたします。

私は、都市計画課まちづくり担当課長補佐の濱田と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

当審議会は、徳島県都市計画審議会条例第6条第4項において準用する第5条第1項の規定によりまして、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席を持って成立いたします。

当常務委員会の委員は7名でございますが、ただいま会場にご出席をいただいている委員は4名でございますので、定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告申し上げます。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、A4一枚物の委員名簿及び配席図、A4両面5枚ほどの第11回常務委員会議案書、右上に添付資料と記載のある説明資料、同じく右上に参考資料と記載のある資料、以上の5点が本日の会議資料となっております。

過不足はございませんでしょうか。

次に、委員ご発言の際のお願いでございます。

マイクをご使用の際は、机の上にあります白いスイッチを押してから、ご発言いただきますようお願いいたします。

次に、報道関係者の方にお知らせいたします。

受付時に配布しました「報道関係者の皆様へ」と書かれた用紙を再度ご一読いただき、守っていただきますようお願いいたします。

特に、写真やビデオの撮影、録音につきましては、このあと行われる議案の審議に入る前までに限られておりますのでご注意ください。

それでは、本日の議案書を一枚めくって、1ページをご覧ください。

本日の議事進行順序が記載されておりますので、この順序に沿って、会議を進行させていただきます。

まず始めに、委員の異動について事務局よりご報告いたします。

令和5年1月16日の第115回徳島県都市計画審議会において、山中会長から指名していただいた常務委員の内、県議会議員の委員でございました、山西委員が辞任されたため、令和5年5月18日付けで、新たに県議会議員の井川委員を山中会長からご指名いただき新しく委員に御就任いただいております。あいにくですが、本日は所用のため御欠席となっております。

常務委員の移動報告につきましては、以上でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

当常務委員会の議長は、徳島県都市計画審議会及び常務委員会運営規則第15条第2項の規定において準用する、同規則第5条の規定によりまして、審議会の会議の議長は会長をもって充てるとなっております。

それでは、山中会長、以後の議事進行について、よろしく願いいたします。

(山中議長)

はい、皆さんお暑い中、集まっていただきありがとうございます。

審議会常務委員会ですけども、前回、令和元年にありまして同じように51条ただし書きについて産廃施設の議論をしていただきました。同じような案件の議論をお願いすることになります。

早速ですが、議事に入りたいと思いますので、本日の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、運営規則第15条第2項において準用する同規則第14条の規定によりまして、会議録の署名委員の指名ということでございます。

本日は、4人の方ですので、西村さんと池添さんをお願いします。

(西村委員、池添委員)

はい。

(山中議長)

それでは、審議に移りたいと思います。

これから議案の審議に入りますので、冒頭、事務局から説明がありましたように、報道関係者による写真、ビデオの撮影、録音などは議案の審議に入る前までとなっておりますので、写真やビデオ撮影などはここままで、御遠慮願います。

それでは議案の審議に入っていきたいと思います。

本日の議題は、手元の議案書にございますように、議常第14号の1件ですので、事務局から説明をお願いします。

(谷川都市計画課長)

皆さん、おはようございます。都市計画課長の谷川でございます。どうぞよろしくお願いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、当常務委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、常務委員会の開催と言うことでございまして、議案説明に入る前に、常務委員会での審議について、簡単にご説明させていただきます。着座にてご説明いたします。

当常務委員会は、参考資料の2ページにございますとおり、徳島県都市計画審議会条例第6条の規定に基づき設置されておりました、審議会の委員の中から会長が指名した7名の委員で組織されております。

審議会の委任を受けまして、その権限に属する事項で「軽易なもの」を処理する機関でございまして、「軽易なもの」の内容につきましては参考資料の5ページにあります運営規則第16条で定められており、本日の議題は、その中のひとつ、「建築基準法第51条ただし書きの規定による位置の許可に関する事務」に該当するものでございます。

添付資料1ページをお開きいただきたいと思います。

建築基準法第51条では、「都市計画区域においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と記載されています。

また、これに続き、「ただし書き」の規定がございまして、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」と記載されております。

ここで、一般的に地方公共団体が設置する施設については、都市計画決定が行われますが、民間が設置する施設につきましては、この「ただし書き」規定に基づき、県都市計画審議会におきまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないか、という観点で審議が行われております。

次に、添付資料2ページをお開きください。

建築基準法の許可が必要となる規模につきましては、建築基準法施行令第130条の2の2において、産業廃棄物の処理施設の種類により定められております。

「工業地域及び工業専用地域以外」におきましては、廃プラスチック類の破碎施設を設置する場合については、処理能力が日当たり5トンを超える規模のものは、許可が必要とされております。

議案書4ページをお開きください。

今回、審議いただく内容は、美馬市の脇都市計画区域内におきまして、産業廃棄物処理施設「廃プラスチック破砕施設」として、民間事業者が一日あたり18.4トンの処理能力の破砕機を使用するものであり、政令で定める規模を超える規模の施設となることから、特定行政庁である徳島県知事から県都市計画審議会への諮問があったため、本日、ご審議いただくものでございます。

なお、本日のご審議では、産業廃棄物処理施設を計画している敷地の位置が「都市計画上支障があるかどうか」について、市街化の動向や周辺環境に対する影響など、土地利用の観点、また、申請地周辺において影響を受ける都市施設や、その他周辺道路等への影響の有無などの観点などから、ご審議をお願いしたいと考えております。

これから議常第14号について、詳しい説明を県住宅課建築指導室からご説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

建築指導室の佐藤でございます。お忙しい中、ありがとうございます。着座にて説明させていただきます。

「廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明いたします。

議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

申請者は美馬市脇町の三宅生コン株式会社で、申請地は美馬市脇町馬木字滝下818番、809番2、810番2でございます。申請面積は、2,752平方メートル、工場内で廃プラスチック類の破砕を1日あたり最大18.4トンの再生処理が行えます。

現在、一般廃棄物の破砕を扱う廃プラ破砕工場に、このたび産業廃棄物処理の用途を追加するものです。

添付資料1ページ、2ページをお願いいたします。

許可申請の法的根拠としまして、各法文を抜粋し、添付しています。内容につきましては、先ほど都市計画課谷川課長の方から説明がありましたので、省略いたします。

なお、徳島県都市計画審議会への諮問に先立ち、美馬市長及び一般廃棄物処理施設を所管する美馬市都市計画審議会議長から、「敷地の位置について、都市計画上支障はありません。」と答申を得ていることを報告いたします。

続きまして、添付資料の3ページをお願いいたします。

申請地は、位置図で中央に赤で着色した箇所、右側の青丸で囲んでいるうだつの町並みなどがある脇の中心地区から西に約1.6キロメートルほどの位置にあり、ごみ焼却施設「クリーンセンター美馬」及び都市公園「新町公園」の少し北に位置しております。

続きまして、添付資料4ページをお願いします。

周辺の状況ですが、敷地北に自動車学校、敷地東と南は日本フネン工場敷地、敷地西側に

住宅が点在しております。なお、近隣に学校、病院、老人ホーム等はありません。都市計画における用途地域は「無指定」となっており、申請地周辺での今後の都市計画施設等の計画はございません。

続きまして、申請地の建物概要について、添付資料5ページをお願いいたします。

今回計画している施設配置図です。現在、既に敷地内にオレンジの点線で囲んでおります管理事務所と廃プラスチック破碎工場が存在しまして、工場内に一般廃棄物として廃プラスチック容器等を破碎する破碎機が図面の右下の黄色で明示している箇所がございます。このたび、この破碎機を利用いたしまして、産業廃棄物として廃プラスチックを破碎するものです。

敷地の用途につきましては工場で、建物概要といたしましては、事務所棟は木造平屋建て約30平方メートル、工場棟が鉄骨造平屋建て約1,343平方メートルで、新しい建物の建設の予定はありません。添付資料の6ページから8ページに立面図・断面図・平面図を添付させていただいております。

破碎機につきましては、添付資料9と10ページに能力計算書と仕様書、11ページに外形を示す組立図、12ページに現状の写真を添付させていただいております。

続きまして、資料少し戻っていただきまして、添付資料の5ページをお願いいたします。施設の廃プラスチックの破碎施設につきましては、作業時間につきまして図面左上に記載しています月曜日から土曜日の午前8時から午後6時までで、1日10時間、年間280日を予定しております。

工場への廃棄物の搬入につきましては、13トン積みのウイングボディのトラック車両で一日当たり最大1台を見込んでいます。なお、申請者は収集運搬の許可を保有しております。

搬入経路につきましては1ページ戻っていただきまして、添付資料の4ページの図面で、中央部分の県道12号鳴門池田線から、緑の矢印の経路で幅員8メートルの市道を北進し、右折後、申し訳ありませんが5ページに戻っていただきまして、図面の左上の「OUT・IN」を明示しております、この箇所から緑色で明示しているルートで敷地内に乗り入れまして、図面の①から②③④の青色で囲んだ保管場所付近で停車し、ここで廃プラを一時保管いたします。

ここから処理加工概要につきましては、図面左側の四角で囲った中に記載しておりますが、廃プラスチックの異物を手作業で除去いたしまして、その後、図面右下の今回の黄色で明示しております破碎機に投入いたしまして、粉碎されたプラスチックの汚れ等を洗浄の上、再度異物を除去、乾燥工程を経て、最終的にフィルムや成形品等の原料となるペレットに加工し、品質規格に適合したものを「再生プラスチックの原材料」として商品化し、図面

の右側で⑦から⑧⑨⑩の付近で、出荷前の商品として保管します。

なお、今回のこの1台の破砕機で、廃プラスチックを一般廃棄物、産業廃棄物の区分なくまとめて処理することになっておりますが、1台でも、廃掃法上の支障はないと伺っております。

続きまして、添付資料の13ページをお願いいたします。

関係法令の処理状況について説明いたします。①の廃棄物処理指導要綱等につきましてですが、関係各課の意見を聴取いたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物適正立地審査会を令和4年6月14日に開催し、同年6月17日にその結果を、問題ない旨、申請者に通知しております。

地元説明につきましては、令和4年6月に実施いたしまして、13ページの一番下に記載の状況を説明いたします。

廃掃法による地元説明の範囲を半径300メートルの範囲で行いました。添付資料14ページに示しております半径300メートルの範囲で緑で着色した家屋は、申請者において令和4年6月に戸別訪問し、説明を行った住宅を指しています。稼働につきましては、地元住民から理解をいただいたと聞いております。

なお、黄色で着色した建物は、工場設立時に説明済みのため、今回は資料配付のみ実施しております。青色で着色した建物は、空き家等を示しております。

13ページに戻っていただきまして、②の産業廃棄物処理法の処理施設の設置許可は、西部県民局に令和4年9月12日に提出済みです。廃プラを扱う産業廃棄物の処理業は、プラスチック資源循環促進法36条及び37条が適用されておまして、廃掃法の業許可が「適用除外」となっております。

③の騒音規制法による特定施設設置届は、該当施設でないため、提出が不要となっております。

④の大気汚染防止法による一般粉じん発生施設の届出について、がれきや石の破砕を行わないため、提出が不要です。

⑤の建築基準法51条建築許可の申請につきましては、令和5年3月3日に県建築指導室に提出済となっております。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による「産業廃棄物処理施設の設置許可」に関しては、「建築基準法第51条の許可」の後に、許可予定と聞いております。

まとめといたしまして、本計画施設は、一般家庭や県内事業所等で発生した廃プラスチック容器類を、再生プラスチック製品の原材料に再生する施設で、具体的な商品としましては、再生パレット、倉庫等で使います荷台容器、また、再生木材ということで、エクステリア製品でデッキ材などになると聞いております。

日常生活に伴い発生する廃プラの減量、石油資源の枯渇防止、自然環境保全に役立つ施設であるため、環境負荷の軽減が期待できます。

敷地の位置につきましても、破砕機の処理量は、現在運営している一般廃棄物に加えまして、産業廃棄物を追加しましても一日あたりの破砕機量の変更はないため、周辺の住民の住環境に影響を及ぼさないと考えられます。

以上で、議常第14号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山中議長)

はい、ありがとうございます。議常第14号についての説明がありました。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

(池添委員)

失礼いたします。先ほど説明の最後にですね、一日の破砕量はこれまでと変わらないということだったんですけども、今回の新しい施設を建てることによって、今までと同じ量が持ち込まれたものの処理方法変わるというイメージなんでしょうか。それとも、新しく追加で入ってくるというイメージなんでしょうか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

はい。今回の18.4トンというのは、全体の量は増えないと聞いております。トラック1台分ということなので、それ以上は増えないということで。

(山中議長)

今、既にある機械を、一般廃棄物に使っておられるんですけど、産廃にも使うということで、使う量は処理能力から考えても変わらない。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そうです。

(池添委員)

ありがとうございます。

(山中議長)

他にありますか。

(西村委員)

交通量との関係なんですけど、この新しく破砕して製品を作るんですかね。出来たものを運搬するのに交通量が増えるということは特にはないんですか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そうですね。破砕しまして、規格に合うものをペレットということで小さな粒みたいなものを原料として出すということなので、今とほぼ変わらないと思っています。

(西村委員)

ありがとうございます。

(山中議長)

他いかがでしょうか。

産廃といえばどんなものが出てくるか。一廃といえばなんとなく分かるんですけど、産廃が入るとなると、どんなものが想定されるんですか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

今のところ一廃ということで、一般の家庭からということだと思っんですけども、事業所とかそういうところからのものも混じって。

(山中議長)

どういうものが想定されるんですか、産廃の廃プラって。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

物ということですよ。

(山中議長)

ええ。分かりませんか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

通常であればペットボトルとかが多いと思っんですけども、それ以外にプラスチック類でケースだったりとか、コンテナだったりとか、そういうものかなとは思っていますけども。

(山中議長)

コンテナ。じゃあ、かなり大型のものも。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

コンテナといいましても、手で持てるようなやつだったり、抱えるようなケース的なもの。

(山中議長)

ビニールハウスのビニールとか産廃。あんなのは結構、量が出そうな気がするんだけど。どうなんですかね。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

原則、ビニールなんで産廃にはなると思っんですけども、ただ収集で、今は1台搬入ということになってますので、事業者が持ち込んだ場合にはその分は増えるかもしれませんけども。

(山中議長)

事業者が独自で持ち込んで、処分費を払ってここへ持ち込むという形もあり得るんですか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そこは、今のところはあまり想定はないです。

(山中議長)

一廃は、中間処理業者として市の収集業者が収集したものが入ってくる感じですか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そうですね。

(山中議長)

清掃工場から分別されて入ってくるんですか。家庭から集めたやつを直接ここへ持ってくるんですか。

13トンとか大きな車で、ペットボトルとか分別したやつをまとめて持ってくるんですか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

大型で。

(山中議長)

それで、1日1回持ってくる。小さい車で次々やってくるというのではない。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そうですね。頻繁に入ってくるという状態ではない。

(山中議長)

はい、他いかがでしょうか。

(池添委員)

よろしいですか。地域全体とか地球環境としてのメリットとしては、3R（スリーアール）が推進されるということで、どこか別の場所でやっていたということではなくて、新しく今まで廃棄していたようなものが3Rの推進に繋がるというイメージでよろしいでしょうか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

そうですね、はい。

(池添委員)

地域としても、どちらかというところ歓迎と言いますか、自治体さん、美馬市さんも推進しているということでしょうか。

(徳島県：佐藤建築指導室長)

はい、そうです。

(山中議長)

他、県警さんはどうですか。

(茨木氏 [松林委員代理])

大丈夫です。

(山中議長)

はい、ご意見ないようでしたら、議常第14号について採決を行います。議常第14号について、「この施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められる。」と議決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山中議長)

「異議なし。」とのことですので、議常第14号については、そのように議決します。これで本日の議案の審議は終了いたしました。事務局から他に何かございますでしょうか。

(谷川都市計画課長)

特にございません。

(山中議長)

はい。それでは、これをもちまして、徳島県都市計画審議会第11回常務委員会を終了いたします。事務局にマイクをお返しします。御協力ありがとうございました。

(濱田課長補佐)

それでは、これをもちまして、徳島県都市計画審議会第11回常務委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。